

改正

昭和52年4月5日規則第6号

平成8年12月18日規則第6号

平成14年10月11日規則第24号

平成15年9月29日規則第7号

平成20年9月26日規則第23号

平成20年12月18日規則第30号

平成27年3月20日規則第2号

平成28年3月30日規則第7号

平成29年8月15日規則第18号

鞍手町子ども医療費の支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鞍手町子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年鞍手町条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の認定申請の手続)

第2条 条例第5条の規定により、子ども医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、あらかじめ子ども医療費受給資格認定申請書に次の各号に掲げる書類を添え、これを町長に提出しなければならない。この場合において、子ども医療費の受給資格の認定を受けた者が、同条の規定により、あらためて子ども医療費の受給資格の認定を受けようとする場合においても、同様とする。

(1) 医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証（以下「被保険者証等」という。）

(2) 条例第3条に規定する対象者であることを証する書類

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定により添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(所得の状況の届出)

第3条 毎年10月1日現在において3歳から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者に該当する子どもに係る受給資格者は、当該年の8月1日から9月末日までの間に、当該子どもの生計を維持する者の前年の所得を確認する書類を町長に届け出なければならない。（1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、

前々年の所得とする。)ただし、鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年鞍手町条例第28条)による重度障害者医療費の支給を受けている者又は、鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年鞍手町条例第28条)によるひとり親家庭等医療費の支給を受けている者を除く。

2 前項の規定により添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(医療証の交付及び未交付の通知)

第4条 条例第6条第1項の規定による子ども医療証(以下「医療証」という。)の交付は、町長が同条同項の受給資格者に対して医療証の交付の可否を子どもごとに審査したうえ、行うものとする。

2 町長は、条例第6条第2項の規定により、医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を付して、当該受給資格者に対し通知するものとする。

(医療証の返還)

第5条 受給資格者は、医療証の有効期限が満了したときは、当該医療証を速やかに町長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第6条 受給資格者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、子ども医療証再交付申請書を町長に提出し、医療証の再交付を受けることができる。

2 医療証を破り、又は汚した場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。

3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに町長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第7条 条例第7条で規定する規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションは、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局、同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーションその他町長の定める病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)とする。

(子ども医療費の請求)

第8条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により、子ども医療費の支払を町長に請求しようとするときは、子ども医療費請求書を町長に提出しなければならない。

(子ども医療費の支給申請)

第9条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により、子ども医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて子ども医療費支給申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、子どもが鞍手町国民健康保険の被保険者であって、当該子どもに係る子ども医療費の額を公簿等によって確認できるときは、前項の証拠書類の提出を省略させるこ

とができる。

(子ども医療費に関する決定の通知)

第 10 条 町長は、前条第 1 項による申請書が提出された場合において、子ども医療費の支給に関する決定をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知するものとする。
この場合において、子ども医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その理由を付記するものとする。

(届出)

第 11 条 条例第 9 条で規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの住所及び氏名
 - (2) 子どもの世帯主又は被保険者若しくは組合員（以下「被保険者等」という。）の住所及び氏名
 - (3) 子ども医療費受給資格の認定を受けた者の住所及び氏名（子ども医療費受給資格の認定を受けた者が被保険者等でない場合のみ）
 - (4) 子どもの死亡
 - (5) 子どもの被保険者等
 - (6) 子どもの被保険者等に係る保険者又は共済組合
 - (7) その他町長が必要と認める事項
- 2 子ども医療費受給資格の認定を受けた者は、条例第 9 条の規定により、届出をしようとするときは、子ども医療変更届に医療証を添え、これを町長に提出しなければならない。
- 3 子ども医療費受給資格の認定を受けた者は、条例第 3 条に規定する対象者でなくなったときは、子ども医療費受給資格喪失届に医療証を添えて、これを町長に提出しなければならない。
- 4 子ども医療費受給資格の認定を受けた者は、子ども医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を、直ちに町長に届け出なければならない。

(様式)

第 12 条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 子ども医療費受給資格（認定・更新）申請書兼台帳 様式第 1 号
- (2) 子ども医療証 様式第 2 号
- (3) 子ども医療証再交付申請書 様式第 3 号
- (4) 子ども医療費請求書（医科、歯科用） 様式第 4 号
- (5) 子ども医療費請求書（調剤用） 様式第 5 号
- (6) 子ども訪問看護療養費請求書 様式第 6 号
- (7) 子ども医療費支給申請書 様式第 7 号
- (8) 子ども医療変更届 様式第 8 号
- (9) 第三者の行為による被害届 様式第 9 号

(10) 子ども医療費受給資格喪失届 様式第 10 号

附 則

この規則は、昭和 49 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。

附 則（昭和 52 年 4 月 5 日規則第 6 号）

（施行期日）

この施行規則は、昭和 52 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 12 月 18 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 6 年 10 月 1 日から適用する。ただし、第 3 条の改正規定中小児科外来診療料に係る部分は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 10 月 11 日規則第 24 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 14 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 9 月 29 日規則第 7 号）

（施行期日等）

1 この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、平成 16 年 1 月 1 日前においても、改正後の鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成 15 年鞍手町条例第 16 号）による受給資格の認定及び受給資格者に対する乳幼児医療証の交付の手続をすることができる。

附 則（平成 20 年 9 月 26 日規則第 23 号）

（施行期日等）

1 この規則は、平成 20 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例（昭和 49 年鞍手町条例第 27 号）による受給資格の認定及び受給資格者に対する乳幼児医療証の交付の手続をすることができる。

附 則（平成 20 年 12 月 18 日規則第 30 号）

（施行期日等）

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例（昭和 49 年鞍手町条例第 27 号）による受給資格の認定及び受給資格者に対する乳幼児医療証の交付の手続をすることができる。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日規則第 2 号）

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児等医療費から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 7 号）

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

様式 省略

附 則（平成 29 年 8 月 15 日規則第 18 号）

この規則は、平成 29 年 8 月 15 日から施行する。